

家畜衛生広報



長野家畜保健衛生所
北信家畜畜産物衛生指導協会
〒380-0944 長野市安茂里米村1993
Tel 026-226-0923 Facs. 026-227-2665
E-mail:nagakachiku@pref.nagano.lg.jp

新しい年にあたり



新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、4月に熊本で震度7を超える大きな地震があり、鳥取県、福島県でも地震が発生し、被災された方々には心よりご冥福をお祈りします。

一方、家畜衛生を取り巻く状況をみますと、高病原性鳥インフルエンザ H5N6 が青森県、新潟県、宮崎県、北海道、熊本県で相次いで発生しており、野鳥等での検出事例も150件を超え、発生リスクの高い状態が続いておりますし、お隣の韓国では3千万羽以上が殺処分され卵価も約2倍になるなど大きな影響が出ています。

また、口蹄疫も中国、韓国等の近隣アジア諸国で断続的に発生しています。

これらの家畜伝染病は、本県でいつ発生してもおかしくない状況にありますので、畜産農家の皆様におかれましては、飼養衛生管理基準にある、家畜・家きんの健康観察、畜舎の消毒の励行、関係者以外の農場立入の制限、野鳥やネズミなど野生動物の侵入防止のための防鳥ネットの点検などの再度の徹底をお願いするとともに、異状を発見した場合には直ちに当所や担当獣医師に通報するようお願いいたします。

終わりに、本年が皆様方にとって良い1年となりますとともに、家畜防疫にとっても平穏な年であることを祈念申し上げ、年頭のあいさつとさせていただきます。

私たち所員一同、一丸となって皆様とともに家畜衛生の向上並びに畜産の振興にまい進して参りますので、本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

所長 久米田 章仁

消毒は伝染病予防の第一歩

まずは踏み込み消毒槽を畜舎に置きましょう



あわせ
信州

オール信州で取り組む
地消。地産

「地域の消費」と「地域の生産」を結んで
地域内経済循環の輪を広げます。

～ めん山羊飼養の皆様へ ～

昨年は当所が実施しましたアンケートに御協力頂きありがとうございました。アンケートの結果は現在集計中であり、後日広報でお知らせします。

今回はアンケートの項目にありました飼養衛生管理基準について、お知らせしますので、基準を遵守してください。飼養衛生管理基準は平成16年に家畜伝染病予防法で制定され、平成22年の口蹄疫の発生後、見直され改正されています。

飼養衛生管理基準に定められている項目

- 1 家畜防疫に関する最新の情報を確認しましょう。
- 2 自らの農場の敷地を、**衛生管理区域**とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界がわかるようにしましょう。
- 3 衛生管理区域への病原体の持ち込みを防止しましょう。
- 4 野生動物による病原体の侵入を防ぎましょう。
- 5 衛生管理区域の衛生状態を保ちましょう。
- 6 **特定症状**を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報しなければなりません。
- 7 埋却地の準備をしておきましょう。(口蹄疫発生時には殺処分の後、埋却をします。)
- 8 感染ルート等の早期特定のための記録を作成し、保存しておきましょう。

衛生管理区域のイメージ



特定症状の一例 (牛) めん山羊の場合もほぼ同様の症状を呈します。



泡沫性流涎 (黒毛和種)



泡沫性流涎 (黒毛和種)



歯床部粘膜のびらん (黒毛和種)